

第27回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成28年9月29日(木) 午後1時55分
閉 会 平成28年9月29日(木) 午後2時28分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 20番 朝倉泰則委員 2番 須山卓知委員
5番 石坂脩委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|------------|------------|
| | 2番 須山卓知委員 |
| 3番 高野茂久委員 | 4番 加藤雅大委員 |
| 5番 石坂脩委員 | 6番 市川禎明委員 |
| 7番 菊池伸明委員 | 8番 川辺初太郎委員 |
| 9番 松村良夫委員 | 10番 河内邦男委員 |
| 11番 高野昌典委員 | 12番 高野祐一委員 |
| 13番 高木好文委員 | 14番 都築一委員 |
| 15番 鹿島一夫委員 | 16番 住崎岩衛委員 |
| 17番 澤井泰造委員 | 18番 田中繁委員 |
| 19番 横田実委員 | 20番 朝倉泰則委員 |

4 欠席委員

- 1番 市川耕作委員

5 議 長

- 5番 石坂脩委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 石川裕三局長 加藤泰幸主査 高田量範事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
（農地法第5条関係）
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 府中市農業公園整備計画検討協議会(仮称)の委員の推薦について
- 9 その他
 - (1) 農地パトロールについて
 - (2) 9月度の活動報告について
 - (3) 次回の開催
 - (4) その他

午後1時55分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第27回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、1番市川耕作委員さんから、都合により欠席との連絡が入っております。出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合上、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は20番朝倉委員さん、2番須山委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から第1項から第3項の説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、215平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年8月22日。転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、320平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年8月26日。転用の目的は一戸建貸家住宅3棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。

第3項、届出者は、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、739平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年9月14日。転用の目的は寄宿舍となっております。

6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） はい、8月23日に現地調査に行ってきました。マルチ等を敷いたあとがありましたが、現状更地となっております。問題はございません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を9月26日に確認してきました。回りは住宅地で、既に工事が始まっていました。問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、9月21日に現地視察しております。柿が植えてありますが、本人の体調が悪いせいか、草が生茂りだしておりますが問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご意見等ございますか。（なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。事務局から第1項から第6項までの説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、使用借人は稲城市押立〇〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は国立市青柳〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇〇、〇〇の〇〇の合計2筆、174.62平方メートルで、使用貸借権の設定でございます。権利の存続期間は永久、届出書が到達した日は、平成28年8月31日、転用の目的は専用住宅となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は是政〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇〇、105平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年9月9日、転用の目的は専用住宅となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲り受け人は川崎市高津区末長〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は第2項と同じ〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇〇、123平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年9月13日、転用の目的は専用住宅となっております。

6 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項、第3項の現地の確認は、田中委員さんをお願いしていますが、この2件については、平成28年3月に建売住宅6棟の転用届が出され、譲り受けた〇〇〇〇が、営業展開をしていく中で、購入希望者が自ら工務店を選定したいとの強い希望があり、再転用となったものでございます。

第4項、譲り受け人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、137平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年9月12日、転用の目的は共同住宅となっております。

8 ページの案内図は当該地を示しております。

第5項、譲り受け人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は第4項と同じ〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、137平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年9月12日、転用の目的は建売住宅2棟となっております。

10 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項、第5項の現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしていますが、この2件は共有名義の土地を2分割し、それぞれ単独名義にして転用するもので、〇〇氏の方は、後日、建設会社への転用届出が再度提出される予定です。

第6項、譲り受け人は、西東京市芝久保町〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計5筆、664.53平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年9月14日、転用の目的は建売住宅5棟となっております。

12 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何でしょ

うか。

○委員（市川禎明委員） はい、現地を9月10日に見てまいりまして、現在建物はほとんど完成し、外構工事を行っていました。特に問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、第3項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） 第2項、第3項、事務局から説明があったとおり、〇〇〇〇からの土地分譲となります。9月13日に現地調査に行ってきました。現地は区画割が出来ており、草が生えていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項、第5項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、9月23日に確認してきました。もうブロック塀で囲まれていて、基礎工事の準備ができていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第6項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、第1号議題第3項の隣になり、やはり、柿が植えてありますが、草が生茂りだしております。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、西原町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇、〇〇の合計10筆、畑と田と原野を合わせて、3,829.61平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、現地を確認してまいりまして、西原町の方は畑に

なっております、人参、ねぎ他野菜を作っております、管理も十分されております。四谷の方は水田でしたが、2、3年前から畑として野菜を一生懸命作っております。今、ねぎとブロッコリーを作っております。以上、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。（なしの声）

ご質問等がないようですので、本件については、証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から第1項第2項の説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、本宿町〇の〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、本宿町〇の〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は四谷〇の〇の〇、本宿町〇の〇〇の〇の〇の合計2筆、田と畑を合わせて、2,741平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、紅葉丘〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は白糸台〇の〇の〇、畑、772平方メートル。

2ページから4ページは〇〇〇〇氏他3名から提出された証明願、〇〇氏以外の署名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。

7、8ページは〇〇氏、〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、5ページ6ページの当該地とも、少し草は生えておりましたが、問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、鹿島委員さん如何ですか。

○委員（鹿島委員） はい、9月24日に現地確認してまいりました。夏野菜が作

付され、きれいに肥培管理がされておりました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項については、証明することにいたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。事務局から第1項から第3項までの説明をお願いいたします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成25年9月2日から平成28年8月15日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、2, 283. 84平方メートル。

第2項、次の者が平成25年8月5日から平成28年8月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇の〇、〇、日新町〇の〇〇の〇〇から〇〇の合計7筆、田、1, 486. 44平方メートル。

第3項、次の者が平成25年6月27日から平成28年9月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の合計8筆、田と畑を合わせて、1, 840平方メートル。

2ページに移りまして、2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、植木を生産しています。

5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中委員さんをお願いしております。

6ページから8ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

9、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川禎明委員さんをお願いしております。

11ページから13ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、田中委員さん如何ですか。

○委員（田中委員） はい、8月23日に見地調査に行ってきました。植木畑と里芋、なす等若干の野菜が栽培されておりました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、9月25日に現地をみてまいりました。どちらも水田でお米を作っております。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、9月16日に現地を確認してきました。記載の通り、お米、野菜を栽培しており、肥培管理も良く問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、証明することといたします。次に、「第6号議題 府中市農業公園整備計画検討協議会（仮称）の委員の推薦について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、第6号議題、府中市農業公園整備計画検討協議会かっこ仮称の委員の推薦について、資料は当日配付させていただきました、右上に第6号議題と記載された資料をご覧ください。

趣旨といたしましては、この度、9月27日に、府中市農業公園整備計画検討協議会の設置等に関する規則を制定いたしました。

資料の1枚目はその条文となっております。

本市では今年度の取組として、市民と農業とのふれあい等を目的とした農業公園の整備に係る計画の策定を進めることとしており、この協議会は、お手元の資料の規則第2条の所掌事務に定めるとおり、その計画案について調査審議する諮問機関として設置するものであります。また、この協議会の構成委員につきましては第3条により10人以内と定めておりますが、このうち3人について、第3条第3号に定めるとおり農業委員会の推薦する農業者と定めておりますことから、この度は、農業委員会の推薦する農業者の委員3名についてお諮りする趣旨でございます。

本件につきましては、事前に事務局より石坂会長にご相談をさせていただいており、資料の2枚目をご覧ください、委員の候補者として記載の3名の方をあげさせ

ていただきました。

お一方目は、現農業委員でもあります南町の高野茂久様。お二方目は、西府町の松本良幸様。そして、白糸台の谷中智一様の以上3名の方につきまして、農業委員会から推薦する農業公園整備計画検討協議会の委員としてご了承いただきたく存じます。

また、補足の説明とはなりますが、この度の協議会には、農業委員会会長の委員として、石阪会長にもご参加いただくこととなっております。以上、よろしくお願い致します。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。皆さん如何でしょうか。よろしいですか。（意義なしの声）

それでは、私と、今、お名前があがった、高野茂久さん、松本良幸さん、谷中智一さんの4人で検討協議会に参加いたします。

今後、皆様方にいろいろご協力をいただく場面が、多々あると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、9「その他」に入ります。（1）「農地パトロールについて」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは農地パトロールについてご説明いたします。

これは、農地管理推進月間の一環として10月1日から31日の期間で実施させていただきますものです。

お手元の資料ナンバー1と農地パトロール確認一覧を合わせてご覧ください。

農地パトロール確認一覧については、市の公園緑地課から依頼のあった生産緑地を対象地とさせていただきました。

確認場所ごとに担当する委員の方を割り振っております、それぞれ御自分の箇所をご確認いただきたいと思います。

全委員で取り組む事としておりますので、担当委員さんどうして相談のうえ、現地確認をしていただきたいと思います。

なお、確認方法ですが、一覧表の耕作状況、農業委員確認の欄に当該農地の状況を、例えば、肥培管理良好とか、〇〇が作付けされ良く管理されているとか、記入してください。参考に案内図の写しを後ろに添付させていただきました。合わせて活動記録カードも配布させていただきました。

活動記録カードには一人ずつ実施日、委員名を記入し、活動種別はGの農地パトロールに丸を付し、一番下の30のその他に、指導した内容等があれば記入してください。

なお、農地パトロール確認一覧については、内容が網羅されていれば、各班で1部を11月24日に予定されている農業委員会総会までに事務局に提出してください。以上よろしく願いいたします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（なしの声）

ご質問等がないようですので、次に、（2）「9月度活動報告について」及び（3）の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、9月分の活動報告をさせていただきます。

資料ナンバー2をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が8月22日に開催され、農地法4条の届出が2件、農地法5条の届出が3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が3件、また、府中都市計画生産緑地地区の都市計画変更の報告が公園緑地課からありました。その他の審議していただきました。

8月26日午前には、認定農業者等の担い手支援推進会議が農業会議で開催され、意見交換会の推進等が協議されました。また、同日午後には、主任職員協議会が同場所で開催され、改正農業委員会法の運営等について協議され、いずれも事務局が出席いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが10月は25日火曜日、午後2時から、同場所で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。また、11月は24日木曜日に開催予定ですが、会場等の都合により、若干開始時間が遅くなる予定ですので、併せてご承知おきください。

以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。

（なしの声）

ご質問等がないようですので、次に、（4）の「その他」に移ります。

委員さんから何かありますか。（…）

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、私から三点報告いたします。まず、平成28年度府中市梨品評会の入賞者の件でございます。お手元に配布してある入賞者一覧表をご覧ください。

期日は9月1日、2日、会場は市役所市民談話室で実施し、総出品数は4品種32点でございます。審査員は記載の都の方3名にお願いしました。

審査結果は、最優秀賞と併せて特別賞東京都果実生産団体協議会長賞を〇〇〇〇さんの稲城、優秀賞は〇〇〇〇さんの稲城が受賞しました。優良賞、努力賞は記載の方々でございます。また、審査講評は記載のとおりです。梨品評会は以上でございます。

次に、お手元にお配りした資料、カラー刷りの東京都指導農業士制度のご案内というリーフレットをご覧ください。

こちらは東京都が平成28年度から新たに開始する制度のご案内になります。

制度の概略と農業委員会の関わりについて、ごく簡単にご説明いたしますので、詳しい内容は後ほどご覧ください。

この制度は、東京都が行う農業の担い手の確保・育成のための新たな取組で、指導農業士とは、新規就農者などの新たな担い手への育成・指導に取り組む農業者として都が認定を行う制度となっております。

指導農業士の方に具体的にどのような役割を担っていただくかということにつきまして、見開きのページをご覧ください、左ページの一番下の指導農業士になるとの箇所に記載がありますが、指導農業士となった方には、新規参入者などの農業体験研修や技術向上を目指す方の農業技術研修の受け入れ先となっていただくことを都としては予定しているとのことでございます。

農業委員会との関わりでございますが、同じページの東京都指導農業士になるためにはの認定までの流れの図をご覧ください。まず、認定を受けることを希望する農業者の方は市の農業委員会に申請書類を提出することになります。受け付けた市の農業委員会では、推薦書を付して東京都へ書類を提出することになります。そのうえで東京都が審査会を開き認定を決定する流れとなっております。

このため、今後、指導農業士の認定を申請される方がいた場合には、東京都への推薦の可否について農業委員会にてお諮りする形になろうかと考えておりますので、その際にはどうぞよろしくお願い致します。

次に、お配りしました府中市農業委員会だよりでございますが、こちらは10月

1日号の原稿となっております。後ほどお目通しいただき、訂正箇所があれば事務局までご連絡いただきたいと思います。こちらは10月7日に農業協力委員の会議がありまして、その際にお渡しし、各農家さんに配付してもらう予定となっておりますので、訂正がある場合は早めにご連絡をいただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（石坂委員） はい、ご質問等ございますか。（…）

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、第27回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時28分閉会